

## 岩国市日中一時支援事業実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第77条第3項の規定に基づき、身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者、発達障害者(児)及び難病患者(以下「障害者等」という。)の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息支援を行うため、岩国市日中一時支援事業(以下「事業」という。)を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 事業の実施主体は、岩国市とする。ただし、市長は、事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる法人(以下「事業者」という。)に委託することができる。

### (利用対象者)

第3条 事業の利用対象者は、市内に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき本市の住民基本台帳に記載されている者のうち、次の各号のいずれかに該当する障害者等であって、養護者(障害者等が18歳未満の場合にあっては利用者の保護者)(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。)、18歳以上の場合にあっては利用者を日常的に介護・見守りしている同居家族(以下同じ。)が不在時に一人で長時間過ごすことができないなど、市長が見守りの支援が必要であると認めたものとする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省事務次官通知)に基づく療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 小学校若しくは中学校の特別支援学級又は特別支援学校に通学する児童又は生徒
- (5) 医師の診断書等により精神障害又は発達障害を有すると認められる者
- (6) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

### (事業内容)

第4条 事業の内容は、日中において、障害者等に活動の場を提供し、一時的な預かり及び見守り(以下「サービスの提供」という。)を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する利用は認められない。

- (1) 特別支援学校等の実習利用
- (2) 不登校等、学校教育の代替利用。ただし、養護者が不在時に利用者が1人で長時間過ごすことができない場合を除く。
- (3) 当該事業所利用開始後1か月間を除き、養護者が同伴する利用

### (申請)

第5条 事業を利用しようとする者又はその保護者(以下「申請者」という。)は、岩国市日中一時支援事業利用申請書(様式第1号)に市長が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。

### (決定及び却下)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、利用を決定又は却下したときは、岩国市日中一時支援事業利用決定(却下)通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

### (有効期間及び更新申請)

第7条 前条の決定通知書の有効期間は、市長が前条の決定を行った日から起算して1年以内とする。

2 利用者が前項の有効期間の満了後、引き続き事業を利用しようとするときは、有効期間満了日前1か月以内に第5条の規定による申請を行わなければならない。

(変更及び廃止)

第8条 第6条の規定により利用の決定を受けた障害者等（以下「利用者」という。）又はその保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、岩国市日中一時支援事業利用変更（廃止）届（様式第3号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 利用者の住所等を変更したとき。
- (2) 利用者の心身状況に大きな変化があったとき。
- (3) 利用の中止をしようとするとき。

(決定の取消し)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の規定による利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 利用対象者の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により利用の決定を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が利用を不適当と認めたとき。

(決定量)

第10条 1か月の事業の利用日数は、10日以内とする。ただし、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める日数とする。

- (1) 養護者の就労等により、当該養護者が不在又は利用者の介護・見守りができない場合であって、日中において当該養護者以外に利用者の介護・見守りを行うことができる者がない場合必要な期間（月単位）に限り1か月につき25日以内
- (2) 同居の家族等からの虐待等により、利用者を保護する必要がある場合であって、他の障害福祉サービスによる対応が不可能である場合 必要な期間（月単位）に限り月31日以内

2 前項の規定にかかわらず市長が特に必要と認める場合は、同項に規定する日数を超えて利用することができる。

3 1日に時間を分けて複数回利用した場合は、1日として数える

(利用の方法)

第11条 利用者は、事業を利用しようとするときは、決定通知書を事業者に提示し、直接契約するものとする。この場合において、事業者は、当該利用者の決定通知書により決定に係る事項を確認するものとする。

(利用者負担金)

第12条 事業の利用に要する費用は別表に掲げるとおりとし、利用者又はその保護者は、利用者負担金として事業の利用に要する費用の10分の1に相当する額を事業者に支払うものとする。ただし、重度看護加算及び強度行動障害加算に係る費用は除く。

2 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する世帯に属するときは、前項に規定する利用者負担金を免除するものとする。この場合において、世帯認定方法は、障害者総合支援法に基づく介護給付費等の支給決定に係る世帯認定方法を準用する。

- (1) 生活保護法（昭和24年法律第144号）に基づく生活扶助を受けている世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条の規定による支援給付を受けている世帯

- (2) 当該年度（4月から6月までの間の利用については、前年度とする。）の市民税が非課税である世帯

(委託料)

第13条 市長は、事業を実施した事業者に対し、委託料として、別表に掲げる事業の利用に要する費用の額から前条の規定により支払われた利用者負担金の額を控除した額を支払うものとする。

(職員の配置)

第14条 事業者は、事業を適正に運営するため、次に掲げる要件を満たす職員を配置するととも

に、職員の勤務体制を定めなければならない。

- (1) サービスの提供に当たる職員は、利用者5人につき、1人以上配置すること。
- (2) 前号に掲げる職員のうち1人以上は専任とし、利用者に対し適切な支援を行う能力を有するものであること。
- (3) 重度看護加算を算定する利用者を受け入れる場合は、看護師又は准看護師の資格を有する職員を配置しなければならない。
- (4) 事業者は、前号の職員に変更があったときは、速やかにその旨を市に届け出なければならない。

(事業者の責務)

第15条 事業者は、サービスの提供に当たり事故が発生した場合は、市長、利用者の家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(帳簿の整備)

第16条 事業者は、事業の運営に関し、常に必要な諸帳簿を整備し、事業終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成28年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に提出されているこの要領による改正前の岩国市日中一時支援事業実施要領による地域生活支援事業障害福祉サービス等利用申請書(次項において「旧様式」という。)は、この要領による改正後の岩国市移動支援事業実施要領による岩国市日中一時支援事業利用申請書とみなす。

3 この要領の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第12条、第13条関係）

	区分	利用に要する費用（1回当たり）	重度看護加算（1回当たり）	強度行動障害加算（1回当たり）
他の日中活動系サービスを併用していない場合	4時間未満	1,660円	1,280円	1,100円
	4時間以上8時間未満	3,320円	2,560円	2,200円
	8時間以上	4,980円	3,840円	3,300円
	送迎加算	600円		
他の日中活動系サービスを併用している場合	1時間未満（ただし、他の日中活動系サービスにおいて延長支援加算が算定出来ない場合に限る。）	610円		
	1時間以上2時間未満（ただし、他の日中活動系サービスにおいて延長支援加算が算定出来ない場合に限る。）	920円		
	2時間以上（ただし、他の日中活動系サービスにおいて延長支援加算が算定出来ない場合に限る。）	1,230円		
	送迎加算（ただし、他の日中活動系サービスにおいて送迎加算を算定できない場合）	他の日中活動系サービスの送迎加算（片道）単位×10円		

	に限る。)			
--	-------	--	--	--

備考 「日中活動系サービス」とは、障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスのうち療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援並びに児童福祉法第6条の2第1項に規定する障害児通所支援のうち児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスをいう。

様式第1号（第5条関係）

岩国市日中一時支援事業利用申請書

年　月　日

岩国市長様

岩国市日中一時支援事業を利用したいので、次のとおり申請します。

申請者	フリガナ			生年月日	年　月　日	
	氏名					
	居住地	個人番号：〒		電話番号（　　）	—	
フリガナ			生年月日	年　月　日		
支給申請に係る児童氏名			就学学校	(小・中・特別支援)学校 学級　年生		
	個人番号：		続柄			
身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神障害者保健福祉手帳番号		疾病名

サービス利用の状況	障害福祉 関係サービス	障害支援区分の認定	有・無	区分等	1	2	3	4	5	6	有効期間	
		利用中のサービスの種類と内容等										
	介護保険 サービス	要介護認定	有・無	要介護度	要支援（　）	・要介護	1	2	3	4	5	
		利用中のサービスの種類と内容等										
申請する支援の種類・内容	種類	利用目的										
		希望利用量		回／月								
	内容 (利用施設等)											

## 様式第2号(第6条関係)

第 年 月 号

## 岩国市日中一時支援事業利用決定(却下)通知書

様

岩国市長

印

岩国市日中一時支援事業の利用について、次のとおり決定したので通知します。

## 決定

登録番号			
利 用 決 定 者	フリガナ		生年月日
	氏名		年月日
居住地			
フリガナ		生年月日	年月日
利用決定児童氏名			
所得区分		有効期間	年月日から 年月日まで
種類	<input type="checkbox"/> 看護加算 <input type="checkbox"/> 行動加算	費用負担	
		上限利用回数	回／1か月
備考			

## 注意事項

- 1 ■が決定したサービスとなります。
- 2 本事業を利用する際は、この通知書を委託事業者に提示してください。
- 3 記載事項等に変更があったときには、岩国市長にその旨を届け出してください。

## 却下

却下理由	
------	--

## (特記事項)

- 1 各事業において、以下の事項に該当する場合は、事業の利用登録を取り消すものとします。
  - (1) この事業の対象者ではなくなった場合
  - (2) 不正、又は虚偽の申請により利用決定を受けた場合
  - (3) その他市長が利用を不適当と認めた場合

- 2 利用上限額のある事業に関しましては、上限管理を利用者又は保護者が行ってください。  
また、支給決定量を超えて利用した際には、超過して発生した利用料について、原則全額自己負担とします。

様式第3号（第8条関係）

岩国市日中一時支援事業利用変更（廃止）届

年　月　日

岩国市長　　様

次のとおり 変更・廃止をしますので、届け出ます。

申請者	フリガナ			生年月日	年　月　日	
	氏名	個人番号：				
	居住地	〒 電話番号（　　）－ FAX番号（　　）－				
フリガナ				生年月日	年　月　日	
支給申請に係る児童氏名				就学学校	（　　小・中・特別支援）学校 学級　　年生	
個人番号：		続柄				
身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神障害者保健福祉手帳番号		疾病名

1 変更

変更事項	変更前	変更後
氏名等		
居住地等		
その他		

※変更した内容を証する書類を添付してください。

2 廃止

廃止理由	
------	--

